

平成30年白川町議会第1回定例会会議録（第2日）

1. 応招年月日 平成30年3月2日（金）午前11時30分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名
- 日程第2 議第27号 平成29年度白川町一般会計補正予算（第5号）  
議第28号 平成29年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第3号）  
議第29号 平成29年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第1号）  
議第30号 平成29年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第7号 白川町スクールバスの住民利用に関する条例の制定について  
議第8号 白川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について  
議第9号 白川町地方創生拠点施設設置条例の制定について  
議第10号 白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について  
議第11号 白川町携帯電話基地局施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について  
議第12号 白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
議第13号 白川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について  
議第14号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
議第15号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例について  
議第16号 白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
議第17号 白川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予

防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第18号 白川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議第19号 白川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議第20号 白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第21号 白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例の一部を改正する条例について

議第22号 白川町営住宅の一部を改正する条例について

議第23号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議第24号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約に関する協議について

議第25号 町道路線の廃止について

議第26号 町道路線の認定について

3. 出席議員 1番 渡邊昌俊君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、  
4番 藤井宏之君、 5番 服部圭子君、 6番 今井昌平君、  
7番 嶋田有康君、 8番 安江孝弘君、 9番 細江茂樹君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐藤滋君、
教育長	瀬瀬政昭君、	総務課長	佐伯正貴君、
企画課長	安江章君、	町民課長	安江寿一君、
保健福祉課長	田口裕和君、	農林課長	伊佐治優君、
建設環境課長	藤井勝則君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	安江文郎君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	杉山哉史君、	書記	今井寧菜君、
書記	今井由美君		

7. 会議の経過

(議長 9番 細江茂樹君)

- 議長 ただ今から、先ほどの補正予算委員会に引き続きまして定例会の方をはじめさせていただきますので、よろしくお願いします。
- なお、本日の会議は、広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。
- 議長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
- 議長 ただいまから、本日の会議を開きます。
- ◇日程第1 会議録署名者の指名
- 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、1番 渡邊昌俊君、2番 佐伯好典君を指名します。
- ◇日程第2 議第27号 平成29年度白川町一般会計補正予算(第5号)  
議第28号 平成29年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)  
議第29号 平成29年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算(第1号)  
議第30号 平成29年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議長 日程第2 議第27号「平成29年度白川町一般会計補正予算(第5号)」、議第28号「平成29年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)」、議第29号「平成29年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算(第1号)」議第30号 平成29年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)以上4件については、27日の本会議において、予算審査常任委員会にその審査を付託してありますので、常任委員会の審査結果について、委員長報告を求めます。
- 議長 予算審査常任委員会 委員長 藤井宏之君。  
(予算審査常任委員会 委員長報告)
- 予算審査常任委員長 予算審査常任委員会に付託された、議第27号 平成29年度白川町一般会計補正予算(第5号)、議第28号 平成29年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)、議第29号 平成29年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算(第1号)、議第30号 平成29年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、審査の結果を報告します。
- 本委員会は、本日、執行部から詳細な説明を受け、慎重な審議を行った結果、いずれの会計についても、全員の賛成をもって原案のとおり可決す

べきものと決しました。

今年度も残すところ 1 ヶ月足らずとなり、年度最後となる今回の補正予算では、今年度事業の実施結果や進捗状況を精査し、農林業の振興や道路整備等に、必要に応じた予算の増額・減額が行われていることを認めるものであります。年度末にあたり、今一度、今年度事業の精査をされると共に、審査の過程で出された意見を十分尊重し、効果的な予算の執行に努められるようお願いし、予算審査常任委員会の議案審査報告とさせていただきます。

- 議 長 委員長に対する質疑は省略し、討論を行います。  
まず、反対の討論を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 次に、賛成の討論を許します。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第 27 号「平成 29 年度白川町一般会計補正予算 (第 5 号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議第 27 号「平成 29 年度白川町一般会計補正予算 (第 5 号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。
- 議 長 次に、議第 28 号「平成 29 年度白川町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議第 28 号「平成 29 年度白川町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。
- 議 長 次に、議第 29 号「平成 29 年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算 (第 3 号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議第 29 号「平成 29 年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算 (第 1 号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

○ 議 長 次に、議第30号「平成29年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議 長 起立全員であります。

よって、議第30号「平成29年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

◇日程第3 議第7号 白川町スクールバスの住民利用に関する条例の制定について

議第8号 白川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

議第9号 白川町地方創生拠点施設設置条例の制定について

議第10号 白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号 白川町携帯電話基地局施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

議第12号 白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第13号 白川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議第14号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第15号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例について

議第16号 白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第17号 白川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第18号 白川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため

の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議第19号 白川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議第20号 白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第21号 白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例の一部を改正する条例について

議第22号 白川町営住宅の一部を改正する条例について

議第23号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議第24号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約に関する協議について

議第25号 町道路線の廃止について

議第26号 町道路線の認定について

- 議 長 次に、日程第3に掲げました15案件については、27日の本会議において一括上程し、町長の提案説明を受けております。ただいまから議事日程に掲げましたとおり、議第7号からそれぞれ補足説明を求めながら、審議を行います。
- 議 長 日程第3のうち、議第7号「白川町スクールバスの住民利用に関する条例の制定について」を議題とします。  
補足説明を求めます。企画課長。  
(企画課長 安江章君 登壇)
- 企画課長 議第7号 白川町スクールバスの住民利用に関する条例の制定について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
はい、5番。  
(5番 服部圭子君)
- 5 番 この条例についてですが、公共の福祉も目的の中に入っており、高齢者の利用の場合も含めて、全て無料とするということは、運営上全て無料ということでもいいのかという点と、後、町外の利用ができないというふうになっていますし、デマンドという形をとったりするような利用はこの条例でも可能なのかということをお聞きしたいと思います。
- 議 長 はい、企画課長。

- 企画課長 はい、すみません。無料といたしましたのは10月、秋から公共交通の新しい運行体制がスタートいたしますけれども、そこから新しい料金をいただくという規定になってまいります。まだ金額が決まっておりませんので、現在は無料という形で規定をいたしております。  
後、町内の方ということですが、基本的にはスクールバス利用という事で、高校生の朝の通学といったような形で、一般の住民の方も乗っていただくことは可能としますけれども、ほぼほぼその利用が主体になるかというふうに思っております。
- 議 長 いいですか、5番。
- 5 番 デマンドは。
- 企画課長 すみません。デマンドにつきましてはスクールバスを活用するということは考えておりませんので、その分は書いておりません。
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第7号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第7号「白川町スクールバスの住民利用に関する条例の制定について」は、原案のとおり承認しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第8号「白川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。  
補足説明を求めます。保健福祉課長。  
(保健福祉課長 田口裕和君 登壇)
- 保健福祉課長 議第8号 白川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例の制定について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第8号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

- 議 長      ご異議なしと認めます。よって、議第 8 号「白川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長      次に、日程第 3 のうち、議第 9 号「白川町地方創生拠点施設設置条例の制定について」を議題とします。  
補足説明を求めます。農林課長。  
(農林課長 伊佐治優君 登壇)
- 農林課長      議第 9 号 白川町地方創生拠点施設設置条例の制定について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長      説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長      質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長      討論を終わります。採決します。  
議第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長      ご異議なしと認めます。よって、議第 9 号「白川町地方創生拠点施設設置条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長      次に、日程第 3 のうち、議第 10 号「白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
補足説明を求めます。総務課長。  
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長      議第 10 号 白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長      説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長      質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長      討論を終わります。採決します。  
議第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長      ご異議なしと認めます。  
よって、議第 10 号「白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。



- 議 長 次に、日程第3のうち、議第11号「白川町携帯電話基地局施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、を議題とします。  
補足説明を求めます。企画課長。  
(企画課長 安江章君 登壇)
- 企画課長 議第11号 白川町携帯電話基地局施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第11号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第11号「白川町携帯電話基地局施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 ここで、1時まで休憩とします。(午後0時00分)
- 議 長 再開します。(午後0時57分)
- 議 長 日程第3のうち、議第12号「白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
補足説明を求めます。教育課長。  
(教育課長 藤井寿弘君 登壇)
- 教育課長 議第12号 白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第12号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

- 議 長      ご異議なしと認めます。よって、議第12号「白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長      日程第3のうち、議第13号「白川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
補足説明を求めます。建設環境課長。  
(建設環境課長 藤井勝則君 登壇)
- 建設環境課長      議第13号 白川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長      説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長      質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長      討論を終わります。採決します。  
議第13号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長      ご異議なしと認めます。よって、議第13号「白川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長      次に、日程第3のうち、議第14号「白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
補足説明を求めます。保健福祉課長。  
(保健福祉課長 田口裕和君 登壇)
- 保健福祉課長      議第14号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長      説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長      質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長      討論を終わります。採決します。  
議第14号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長      ご異議なしと認めます。よって、議第14号「白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

- 議 長 次に、日程第3のうち、議第15号「白川町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
補足説明を求めます。保健福祉課長。  
(保健福祉課長 田口裕和君 登壇)
- 保健福祉課長 議第15号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第15号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号「白川町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第16号「白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議第17号「白川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議題18号「白川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」以上、3件は関連がありますので一括して議題とします。  
補足説明を求めます。保健福祉課長。  
(保健福祉課長 田口裕和君 登壇)
- 保健福祉課長 議第16号 白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第17号 白川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議題18号 白川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
はじめに、議第16号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号「白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、議第17号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号「白川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、議第18号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号「白川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第19号「白川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
補足説明を求めます。保健福祉課長。  
(保健福祉課長 田口裕和君 登壇)
- 保健福祉課長 議第19号 白川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第19号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

- 議 長      ご異議なしと認めます。よって、議第19号「白川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長      次に、日程第3のうち、議第20号「白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、を議題とします。  
補足説明を求めます。農林課長。  
(農林課長 伊佐治優君 登壇)
- 農林課長      議第20号 白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長      説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長      質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長      討論を終わります。採決します。  
議第20号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長      ご異議なしと認めます。よって、議第20号「白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長      日程第3のうち、議第21号「白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
補足説明を求めます。企画課長。  
(企画課長 安江章君 登壇)
- 企画課長      議第21号 白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長      説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長      質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長      討論を終わります。採決します。  
議第21号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長      ご異議なしと認めます。よって、議第21号「白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

- 議 長 次に、日程第3のうち、議第22号「白川町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
補足説明を求めます。建設環境課長。  
(建設環境課長 藤井勝則君 登壇)
- 建設環境課長 議第22号 白川町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第22号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号「白川町営住宅条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第23号「白川町辺地に係る公共的施設の総合計画の変更について」を議題とします。  
補足説明を求めます。企画課長。  
(企画課長 安江章君 登壇)
- 企画課長 議第23号 白川町辺地に係る公共的施設の総合計画の変更について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第23号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号「白川町辺地に係る公共的施設の総合計画の変更について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第24号「中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約に関する協議について」を議題とします。  
補足説明を求めます。農林課長。  
(農林課長 伊佐治優君 登壇)

- 企画課長 議第24号 中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約に関する協議について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。  
議第24号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号「中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約に関する協議について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 次に、日程第3のうち、議第25号「町道路線の廃止について」、議第26号「町道路線の認定について」、以上2件は関連がありますので、一括議題とします。  
補足説明を求めます。建設環境課長。  
(建設環境課長 藤井勝則君 登壇)
- 建設環境課長 議第25号 町道路線の廃止について、議第26号 町道路線の認定について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。  
議第25号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号「町道路線の廃止について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 議第26号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号「町道路線の認定について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了しました。
- 議長 お諮りします。3日、4日は土曜日及び日曜日のため、5日から8日は議事の都合のため、白川町議会規則第10条第1項及び第2項の規定により、

休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 異議なしと認めます。よって、明日3日から8日までの6日間は休会することに決しました。

○ 議 長 したがって、3月9日午前10時から本議場において会議を開きます。それでは、本日はこれをもって散会します。どうもご苦労さまでした。

(午後1時53分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員